

## 島根地方最低賃金審議会 第442回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年8月6日（水）午前9時30分～午前10時38分  
2 場 所 島根労働局 専用大会議室  
3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名  
          労働者代表委員 出席4名 定数5名  
          使用者代表委員 出席4名 定数5名  
4 主要議題 ○中央最低賃金審議会「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達及び「令和7年賃金改定状況調査結果」について  
○最低賃金と生活保護の乖離額について  
○島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について

**【会長】** ただ今から島根地方最低賃金審議会第442回会議を開会します。  
まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

**【係長】** 本日、各委員の皆様にお配りしております資料のご確認をお願いします。  
会議次第が1枚、会議資料その1として青いインデックスのナンバー1からナンバー5まで綴じたものをお配りしておりますのでご確認をお願いします。

資料ナンバー1が中央最低賃金審議会から8月4日に答申がありました、  
令和7年度地域別最低賃金額改定の目安についての答申文で、プレスリリースが表裏1枚もの。プレスリリースの裏面に資料一覧がありますが、こちらに記載の別添が表裏1枚もの、別紙1が11ページまで、その別添の参考資料が横書きで52ページまで、その後ろに別紙2の小委員会報告が5ページ、  
その後に参考1から6までが片面ずつで合計3枚、最後に消費者物価指数の対前年上昇率が両面1枚です。

資料ナンバー2が令和7年賃金改定状況調査結果で、6枚ものです。

資料ナンバー3が生活保護と最低賃金で、3枚ものです。

資料ナンバー4が3件の意見書で、島根県労働組合総連合、しまね労連からの意見書で2枚もの、島根県自治体労働組合総連合、しまね自治労連からの意見書で2枚もの、一般社団法人島根県旅客自動車協会からの意見書で1枚ものです。

資料ナンバー5が島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会委員名簿で1枚ものです。

そのほか、資料その2、赤のインデックスで穴があけてあります資料があ

ります。こちらは前回お配りしております資料の差し替え分となっております。

事務局からの提出資料は以上です。

**【会長】** 続きまして事務局から、定足数について説明して下さい。

**【係長】** 委員の出席状況等について、ご報告します。

本日は、労側委員の飯塚委員、使用者側委員の福田委員から、欠席の連絡をいただいております。また現在金井委員がお見えになつていませんが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことを、ご報告します。

**【会長】** 事務局から、本日の会議の公開について説明をお願いします。

**【係長】** 本日の会議及び議事録につきましては、前回第441回審議会で決定したとおり公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月16日から7月29日まで掲示した結果、傍聴希望者が6名あり、本日6名が傍聴されておりますのでご報告いたします。

**【会長】** それでは会議次第の2番目、中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について、事務局から説明をお願いします。

**【室長】** お手元の資料の青いインデックスの資料ナンバー1、令和7年度地域別最低賃金額改定の目安について答申をご覧ください。

令和7年7月11日、厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会长に諮問が行われ、その後7回の目安小委員会を開催し、小委員会報告が取りまとめられ、8月4日に中央最低賃金審議会会长から厚生労働大臣に答申が行われました。

答申の内容につきましては、伝達を目的とした中央最低賃金審議会の藤村会長によるビデオメッセージが届いておりますので、委員の皆様にはこれを視聴していただくことにより、目安答申の伝達とさせていただきます。

それでは、さっそくビデオをご覧ください。

(ビデオ視聴開始)

【藤村会長】 こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。今年度も、目安の位置付けの趣旨、あるいは中央最低賃金審議会がとりまとめました令和7年度の目安について、中央最低賃金審議会の会長である私から直接お伝えする場を設けさせていただいております。

今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年度の公益委員見解の趣旨について、理解を深めていただきたいというふうに思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的としております。通常の賃金とは異なり、個別の団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものであります。

引上げ額の検討にあたりまして考慮する要素としては、様々なものがあるんですが、基本的な考え方をここでお伝えをしておきたいと思います。

まずは、最低賃金は法定の3要素というのを求めております。労働者の生計費、それから賃金、そして3つめが通常の事業の賃金支払能力。これを考慮して定めることとなっております。

また、生活保護に係わります施策との整合性に配慮するということも法定されております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すということになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められていることから、それも無視できない項目になっております。

具体的には、中長期の金額の目標、それと、地域間格差の是正になります。

次に目安について、ご説明をしたいと思います。

令和5年全員協議会報告や、令和7年度目安小委員会報告に記載されておりますとおり、目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることであれば、目安を上回る、あるいは目安を下回ることもありうるというふうに私どもは考えております。

地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌されまして、

公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上で、決定をしていただきたいと思っております。

今年度の目安のポイントをご説明したいと思います。

今年度の目安についても、3要素のデータに基づきまして納得感のあるものとなるよう、公労使で7回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。

3要素のうち何を重視するかは、年によって異なるわけですが、昨年度に引き続きまして、消費者物価の上昇が続いていることから、労働者の生計費、それに加えまして、中小企業を含めた賃上げの流れが続いているということにも着目をいたしました。

3要素それぞれの評価のポイントをご説明いたします。

まず一つ目の「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合を基準に議論を行ってきた、これはもう昔からそういうふうにしております。それとともに、今年度の物価について丁寧に議論をしました。

足下の物価上昇の要因として、生活必需品である食料やエネルギーの寄与が全体の約7割を占めていること、いわゆるエンゲル係数を勤労者世帯についてみると、近年上昇傾向にあること、令和6年においては勤労者世帯で26.5%となっており、さらに勤労者世帯のうち最も所得の低いグループである、世帯収入第一十分位階級では27.5%と、更に高い水準になっていること、こういった点を公労使で確認をいたしました。

しかしながら、食料やエネルギーは、昨年、指標としていた消費者物価指数の頻繁に購入する品目にだけに含まれるものではなくて、また、様々な生活必需品の価格が急激に上昇していることに鑑みれば、電気代や携帯電話代を含む、1か月に1回程度購入や、そのどちらにも含まれない穀物を含む食料、生活の基礎となる品目を含む基礎的支出項目等の、生活必需品との関連が深い消費者物価の指標を広く確認し、最低賃金近傍の労働者の購買力を取り巻く状況について総合的に評価を行っていく必要があると判断をいたしました。

そういった中で、今年度の議論では、消費者物価指数のどれか一つの指標に着目するのではなく、複数の指標を総合的にみようということになり、今年度は、「持家の帰属家賃を除く総合」に加えて、4つの指標を追加的にみることといたしました。具体的には、「頻繁に購入する品目」「1か月に1回程度購入」「基礎的支出項目」「食料」の4つである。こういった指標をみながら、「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準、今年度は10月以降の平均が3.9%であったが、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、生活必需品を含む先ほどの4つの項目の消費者物価の上昇も勘案しました。

なお、4つの項目の平均の上昇率を順に申し上げると、4.2%、6.7%、5.0%、6.4%の高い水準になっていました。

次に、二つ目の「賃金」については、連合、経団連、日本商工会議所、厚生労働省の30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査といった様々な調査で、賃上げのベクトルが上向きであることが今年も確認され、賃金が上昇しているという流れにも着目する必要性について公労使の考えが一致したところです。

最後に、三つ目の「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行いました。

支払能力については、実は決め手となる指標がなかなかないわけです。

そこで例年どおり、賃金改定状況調査の第4表が支払能力を反映したものであるということも意識するとともに、そのほか売上高経常利益率等も確認しました。その際、資本金規模が1000万円未満の企業が厳しい等のデータや、価格転嫁にはまだまだ改善の余地があることは意識しましたが、全体として支払能力は改善傾向がありました。

さて、今年度示した目安についてですが、これまでの説明と重複はあります、3要素のデータを総合的に勘案した結果、目安を示すにあたっては、昨年度に引き続き、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視することに加えて、中小企業を含めた賃上げの流れが続いていることに着目しました。

また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意しました。

具体的には、全国加重平均としては、今年度は6.0%、63円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次に、ランクごとの目安額についてです。近年、配意を求められている政府の閣議決定では、「地域間格差の是正」が盛り込まれており、中央最低賃金審議会としても、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことは意識してきました。そういう中で、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の上昇率がAランクで3.8%、Bランクで3.9%、Cランクで4.1%となっており、Cランクの上昇率が最も高くなっていることや、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率がCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっていること、などの指標を考慮すると、今年度は、下位ランクの目安額が、上位ランクの目安額を初めて上回ることが適当と

考えました。

具体的には、Aランク 63 円・5.6%、Bランク 63 円・6.3%、Cランク 64 円・6.7%である。Cランクの引上げ額、引上げ率が最も高くなっていることは、中央最低賃金審議会として、地域間格差是正への配意、物価や賃金等の指標をみて、お示ししたものです。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめています。

また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれているので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考としてください。

なお、都道府県別に示される地域の経済・雇用の実態等をデータに基づいて見極めつつ、自主性を發揮していただくため、厚生労働省の事務局に対して、都道府県別のデータ有無を明らかにする等の要請も小委員会の議論の中であった。これについては、早速労働局には伝達されていると承知しているので、適宜参考にしていただきたいと思います。

発効日については、10月1日等の早い段階で発効させるべきという意見もあれば、近年の最低賃金の大幅な引上げが続く中、必要となる賃金原資が増大していることへの対応が必要等の声も上がっております。こうした状況に留意するとともに、最低賃金法第14条第2項において、発効日は各地方最低賃金審議会の公労使委員間で議論して決定できるとされていることを踏まえ、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう、中央最低賃金審議会の公益委員として要望いたします。

最後に、これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき真摯な議論を重ねてまいりました。地方最低賃金審議会においても、中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論を参考にしていただいていただければと思います。

また、地方最低賃金審議会では地域のデータ等に基づきまして、公労使による建設的で真摯な議論が行われることを私どもは期待しております。

中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果にこれからも注目をしていきたいと思います。

以上、私からメッセージでした。

(ビデオ視聴終了)

【室長】 以上が令和7年度の最低賃金改定の目安額についての説明になります。それでは続きまして令和7年賃金改定状況調査結果について説明しま

す。青いインデックスの資料のナンバー2をご覧ください。

資料1ページ目の概略を説明します。調査時期は令和7年6月で調査産業は（ア）製造業から（キ）サービス業までの7つの産業を対象としております。調査事業所は全国16,486事業所で、そのうち集計事業場は4,980事業所、集計労働者数は31,297人。このうち令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍した労働者数は25,932人で82.9%となっております。

調査項目は、令和6年6月及び令和6年7月における労働者の月間所定労働日数、1日の所定労働時間数及び労働者の基本給額、諸手当について調査しております。賃金改定状況については、令和7年1月から6月までのものを調査しております。

この調査結果は、「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」から「第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍した労働者を対象とした集計）」までの6つの表にまとめられています。このほか参考1、参考2及び付表が付けられています。付表を除くすべての表について、AからCの3ランクに区分されて取りまとめられています。それでは第1表から順に説明いたします。

「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」ですが、これは賃金改定を実施したのか、しないのか、予定はあるのか、その割合が記載されています。

島根が属するBランクについて産業計を見て行きますと、1月から6月までに賃金引上げを実施したBランクの事業所割合は、48.8%です。

昨年・令和6年のBランクを見ますと43.4%でしたので増加しています。因みにCランクを見ますと47.5%となっており、やはり昨年の42.4%よりも増加しております。

次に、賃金引下げを実施したBランクの事業所は0.9%、昨年と同じBランクを見ますと0.5%ですから、微増しています。

そして改定を実施しなかったBランクの事業所は28.4%、昨年・令和6年のBランクが41.6%でしたので、今回改定を行った事業場が大幅に増えているということになります。この傾向はAランク、Cランクとも同様で、率は昨年に比べ減っております。つまり改定しない事業所は昨年より全般的にかなり少なくなっているということです。

第2表につきましては、Bランクの一番左を見ていきますと、産業計で5.2%とありますが、6月までに賃上げを実施した事業所の平均の賃金改定率を表しています。

第3表は、調査対象となった賃上げ実施事業所が、どの引上げ率で分布しているかを表しています。上段左側のBランクの産業計を見て行きます

と、中位数を3. 1として、上位4分の1と下位4分の1を除いた真ん中の半数の事業所が1. 6 %から5. 4 %の範囲で分布しており、分散係数が0. 6 1ということは、ほぼ真んを中心とした極端ではない分布をしていることを表しています。分散係数が小さければ小さいほど真ん中の分布の山が狭く高くなります。

次に、第4表ですが、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率について、6ページの①が男女別内訳、7ページの②が一般・パート別内訳、8ページの③が令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となっています。①の産業計男女計と②の産業計一般・パート計は同じ値で、Bランクの賃金上昇率は2. 9 %の上昇でした。

8ページの③の「令和6年6月と令和7年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計」ではBランクの賃金上昇率は3. 4 %の上昇でした。

参考1及び2並びに付表は、それぞれの題目により集計されています。  
以上が賃金改定状況調査結果の説明でございます。

**【会長】** それでは、会議次第の3番目、最低賃金と生活保護の乖離額について、事務局から説明して下さい。この事務局説明後に次第の2と3について、審議を行います。

**【室長】** 青いインデックスの資料のナンバー3により生活保護と最低賃金の状況について説明します。

平成19年の最低賃金法の改正で「最低賃金決定要素の生計費が生活保護を下回らないよう配慮する」旨の条項（9条第3項）が新設されたことにより、毎年度、その確認を行っているものです。

資料No.3の表紙をめくっていただき、次のページの1ページ目、生活保護と最低賃金の全国の状況のグラフを御覧下さい。△の点線が生活保護、◇の実線が最低賃金額を示しています。生活保護と最低賃金とも2023年度（令和5年度）のデータで比較していますが、この表のとおり、島根県を含む全都道府県において最低賃金額が生活保護を上回っています。

2ページ目は、最低賃金データを2024年度（令和6年度）にして引き直したグラフです。同じく最低賃金額が生活保護を上回っています。

3ページを御覧下さい。都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額が記載されています。島根県は、2023年度（令和5年度）の島根

県最低賃金と生活保護の乖離額は243円で、2024年度（令和6年度）は最低賃金の引上げ額が58円でしたので現時点で301円、それぞれ島根県最低賃金が生活保護を上回っています。

計算方法は、資料ナンバー3の最終ページを御覧下さい。島根県における生活保護費と最低賃金額の月額換算額との乖離額の計算表です。

最低賃金との比較に用いる生活保護費を大まかに説明いたしますと、「生活扶助基準」と「住宅扶助実績値」を合計したものでございます。

生活扶助基準は食費、被服費、光熱費などに相当するもので定額給付、住宅扶助費は実際の家賃に相当するもので、決められた限度額内での実額給付でございます。

衣類や被服などの個人的経費の1類費及び光熱水量費などの世帯的経費の2類費などを合計した生活補助基準が72,074円、住宅扶助実績値が19,259円になり、その合計額が生活保護費で月額91,333円です。

これに対して最低賃金の月額換算額は、令和5年度の最低賃金時間額904円に月の法定労働時間173.8時間と令和5年度の可処分所得割合0.807を乗じた126,792円になります。

よって、生活保護費の月額91,333円と最低賃金の月額換算額126,792円との乖離額は35,459円となります。これを月法定労働時間173.8と、可処分所得割合0.807で除したものが小数点切り上げで253円となり、最低賃金が1時間当たり253円上回っていることになります。

この253円に、令和6年度の島根県最低賃金引上げ額の58円を加えると現在の最新の乖離額は311円となります。

以上が最低賃金と生活保護の説明となります。

**【会長】** 事務局より、議題の2「中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果について」議題の3「最低賃金と生活保護の乖離額について」それぞれ説明がありました。

これから各議題について、ご質問、ご意見等 審議を行います。

まず、議題の2「中央最低賃金審議会の目安の伝達 及び 賃金改定状況調査結果について」ですが、委員の皆さんから、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

（「ありません。」）

**【会長】** 続いて、議題の3「最低賃金と生活保護の乖離額について」、委員の皆さんから、ご質問、ご意見がありましたらお願ひします。

(「ありません。」)

**【会長】** それでは続いて会議次第4の「島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について」事務局から説明をお願いします。

**【室長】** 島根県最低賃金の改正諮問を受けて、7月14日付けで関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行ったところ、7月28日付けで島根県労働組合総連合、島根県自治体労働組合総連合から、また、7月29日付けで一般社団法人島根県旅客自動車協会から意見書の提出がありました。意見内容についてご紹介いたしますと、青インデックス資料のナンバー4のとおり、県内のハイヤー・タクシー事業について、令和2年2月以降のコロナ禍、そして令和3年秋ごろからの急激な燃料価格の高騰などにより事業継続のためやむなく借り入れた融資の返済や猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが今なお経営に重くのしかかっている。地域別最低賃金の法定3要素の一つである「賃金の支払い能力」につき、慎重な審議をお願いしたいとのことでございます。

それでは続きまして、島根県最低賃金の改正審議にあたり、本日は、しまね労連の加藤事務局次長が意見陳述を希望しておられます。意見陳述につきましてよろしくお願ひします。

**【会長】** それでは、意見陳述をお願いしたいと思います。時間は10分程度ということでおろしくお願ひします。

それではしまね労連事務局次長の加藤朋美様、意見陳述をお願いします。

**【陳述人】** おはようございます。今日はお忙しい中、貴重な時間をいただきありがとうございます。

すみません、島根労連で事務局次長をしております加藤朋美と申します。着座で失礼いたします。

貴職におかれましては、労働者の命と暮らし、安全・安心の職場づくりに日頃より御尽力いただき、心より敬意を申します。

2025年最低賃金改定に当たり、抜本的な引上げと全国一律制度の実現を求める意見を下記のとおり申し出ます。

すみません、あとはお読み取りいただいて、ちょっと私ごとですけども、

今、高校3年生の子供が高校に通っておりますけど、そこの高校では令和6年度の県内就職率は100%ということを聞きました。やっぱり私はちょうど氷河期の頃で、就職の求人票っていうのが本当に少なくて、今その高校に行くと、廊下のほうに求人票が本棚に並べてあって、いつでも誰でも見れるようにはなっているんです。

去年は1,500ぐらいは来てたんですけど、今年はそれを上回る500件ぐらい多く2,000ちょっとあるということを息子から聞きました。そして、それ以上に県外の求人が非常に増えているということで、私的には県内において働いてくれたほうがいいかなとは思うんですけど、やっぱり県外行きたいって言うんだったら背中を押すしかないと。本人が仕事をするんで、やっぱり県外へ行く、最低賃金のこともいろいろ話をしてますんで、求人票を見ながら、いろいろと県外行こうかな、県内にしようかなっていうふうには本人は悩んでおりますが、今のところ幸いにも県内で就職をすると言っております。

しかし、いろいろちょっと県外の求人票は、全然県外を希望してないので県内だけの求人票しか見ておりませんが、大体19万円とは書いてあります、そこから社会保険料とか引かれると、やっぱり17万円の手取りで、独り暮らしがしたいとか、車が買いたいとか言っておりますけど、いや、それじゃあ生活できないんだよっていうふうには言っています。

今年の4月から社会人になった息子がいるんですけど、やっぱり求人票、彼は飲食店行ったんですけど、求人票のとおり19万円の手取りっていうふうにはなってるんですが、実際賃金を頂いて帰ってきたら2万円弱の、まだ19歳なんで年金は引かれてないんですが、やっぱり社会保険とか所得税とかで2万円弱の諸経費を引かれているんで、17万弱という形の手取り額となってます。やっぱり我が家も賃貸ですんで、なかなか部屋も狭く、あともう1人中学生もいるんで、ちょっと出てくれないかなっていうふうな話はしたんですけど、なかなか17万円で生活できるかっていうと、厳しいものがあるなっていうふうに思いました。すみません、私ごとですけど。

やっぱりそれに募集賃金の引上げが必要だなっていうふうに思っております。

労使ともに共有された問題となっておりますけど、物価高騰分を価格転嫁できずに収益が圧迫されていることで、引上げの困難さがあるというふうには思っております。地域の中小零細企業を支援して、そこで働く労働者の生活改善につながる賃上げが実現すれば、地域循環型経済で地域経済を活性化させることにもつながっていくと思います。

今、就職を希望するに当たって、高校3年生の時期にいろいろな自分の希望する職種の会社に見学に行って、やっぱりそこでミスマッチを防ぐ活動っていうのが本当に、何ていうんですか、言い方は悪いんですけど、あの手この手で結構あって、何か私たちが就職するときの感じとは全く違つて、企業さんのはうも努力されるとし、行政のはうでも就職フェア等、島根は本当に数多くされてて、やっぱり県内で安心して働いて、働き続けられるっていうふうな努力が、本当に親になってやっと分かったっていう感じがしました。

審議会におかれて、2025年最低賃金改定に当たって、最低賃金を直ちに全国一律1,500円以上に改善していただき、そして最低生計費も全国で調査されましたけど、やっぱり1,700円を目指した審議に御尽力していただくことをお願いいたします。

すみません、貴重な時間、ありがとうございました。失礼いたします。  
以上です。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、続きまして、島根自治労連執行委員長の塩治隆彦様、意見陳述をお願いいたします。

【陳述人】 失礼いたします。島根自治労連で執行委員長をやっております塩治隆彦と申します。

日頃から労働者の労働条件の向上に心を碎いていただき、大変ありがとうございます。また、今日は、こういった機会をいただき、大変ありがとうございます。座らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

私どもの意見申出につきましては、既にお手元にあると思いますので、少しかいつまんでお話をさせていただきたいというふうに思います。

私たちが今回の最低賃金の決定に対して要望いたしますのは、1つは、最低賃金の時間額を1,500円とすること、それからもう一つは、全国一律の最低賃金制度の創設を求めていただきたいということ、それからもう一つは、こういった制度を実現するために、中小企業、小規模事業者への直接支援策、例えば社会保険料の減免措置など、こういったところを国、政府に審議会としても求めていただきたいという、この3点をお願いしたいというふうに思っております。

今さら言うまでもなく、最低賃金法の中で、先ほどお話もありましたが、賃金の低廉な労働者について、最低額を保障することによって労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定等に資するということが最低賃金の設定

の目標、目的ということになっておりますけれども、結局実際そういった労働者の生活が実現されているのかというところが1つ、やっぱり問題になるというふうに思っております。

私どもの組合の中には、県、あるいは市町村の会計年度、いわゆる非正規で働いておられる方もおられます。そういったところの方々のアンケートを取ったこともございますけれども、自由意見を見ますと、例えばシングルマザーの方で、県の会計年度、昼間働いておられると。時間外がないということが一つのメリットで、賃金は安いけれども、それが終わると次の仕事に行く。ダブルワーク、トリプルワークをしながら何とか家計を維持をしているという、だからもっと賃金を上げてほしいという意見をいただいたこともあります。

昨今の物価上昇の中で、そういった賃金の状況というのは変わらない、あるいはひどくなっているというふうに思っておりますので、ぜひ最低賃金の引上げをお願いしたいというふうに思います。

それと、私たちの組合の介護現場で働いておられる方々もたくさん加入していただいております。昨年ですね、4月に訪問介護の基本報酬の引下げがあって、その問題に取り組む中で、県内たくさんの介護事業所の運営者、経営者の方にもいろいろお話を聞きました。これまでも非常に人手を確保することが難しく、訪問介護ですね、いわゆるヘルパーさんですね、人手を確保できないということは、それだけ仕事ができないということなので、収入も十分上がらないということにつながります。そういった状況の中で、基本報酬、一番根幹的なところの基本的な報酬が下げられたというところで、非常に経営が厳しいと、赤字が拡大すると。処遇改善しようと思ったけれども、とてもそのお金がないというお声も聞きました。

特に県内においては、介護に限らず医療もですけれども、こういった、いわゆる公定価格というか、その中で賃金を払っていかないといけないという、そうした職場に勤める方も非常に、割合としては全国的に高くなっています。

先ほど資料もありましたけれども、賃金構造基本統計調査で、パートの賃金の統計も出ていると思いますけれども、医療・福祉という、こういったランクで賃金を比較されたデータを見ますと、AランクとCランクで300円以上の差があるという状況になっております。最低賃金の差と、それから、いわゆる介護報酬であったりとか診療報酬での地域に格差がつけられている、こういった二重の構造の中で非常にパート、パートだけでなく正規も含めてだと思いますが、医療・介護のところの人工費が抑えられている、なので人材不足がどんどん進んでいく、ひどくなれば事業所の閉

鎖につながっていくという状況になっているというふうに思っておりま  
す。

なので、そういったやっぱり地域間連の最低賃金の格差、それが反映し  
た賃金水準の格差、これがもう、いわゆる地域における公的サービスの崩  
壊にもつながりかねないような状況にあるというふうに思っております。  
なので、やっぱりこういったところの最低賃金であったりとか、あるいは、  
こういった公定価格、診療報酬、介護報酬、あるいは保育士、保育所の運  
営のところの公定価格、これらも全部含めて、やっぱり地域間格差をなく  
していくかないと、こういった地方に住む労働者、いつまでたっても浮かば  
れないというふうに思いますし、事業を運営する立場としても本当に大変  
な状況になるというふうに思ってますので、こういった今の地域間格差を、  
とにかくなるべく早く是正させるというところについて、この審議会、公  
労使の方々で集まって審議していただいてますので、その点でもぜひお力  
添えをいただきたいというふうに思っています。

その中で、昨年も附帯決議で賃金を上げるための支援策も要望されてお  
りますけれども、やはり私たちは社会保険料の減免といったところの方策  
がいいというふうに思っております。労使双方が、これならいいんじやな  
いかという支援策をやっぱり見いだして、これを一緒になって実現をして  
いく、それによって本当に島根県の最低賃金を上げていく、もちろんそれ  
によって賃金水準を上げていく、それによって人口流出を止めていくとい  
うことにならぬと、負のスパイラルがどんどん進んでいくということにな  
りますので、やっぱりこの地域を何とか維持し、さらに盛り上げていく  
ためにも、全国一律の最低賃金1,500円、それを保障する国の支援策  
を勝ち取るという方向での審議をぜひお願いしたいと思います。以上です。

【会長】 それぞれ貴重な御意見ありがとうございました。

今の申出について、委員の皆様から何か御質問などはございますでしょ  
うか。よろしいですか。

それでしたら、以上で意見陳述を終了します。

続きまして、会議次第の5番目の「その他」ですが、委員の皆様、何か  
ありますか？

事務局から何かありますか？

【室長】 事務局から1点ほどご報告いたします。

前回の第441回本審議会における改正決定の諮問を受けまして、令和  
7年7月14日から7月29日まで専門部会委員の推薦公示を行ないま

したところ、労働者代表委員については7名、使用者代表委員については3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、青インデックス資料のナンバー5「島根県最低賃金専門部会委員名簿」の通り、7月31日付けで任命させていただきましたので、ご報告いたします。

以上です。

**【会長】** それでは、最後に今後の審議会についてご説明いたします。

専門部会と本審についてです。島根県最低賃金については、審議会令第6条第5項により「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されており、これを適用することが先の審議会で議決されております。

審議会での議決が不要になる場合は、運用として「専門部会において全会一致で議決された場合に限る。」こととされており、専門部会で全会一致とならなかった場合には専門部会の決議後に改めて本審議会を開催することになります。

専門部会が全会一致でなかった場合に開催するこの本審議会につきましては、率直な意見交換及び意思決定の中立性を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項但し書を適用して会議は非公開に、また審議会運営規程第7条第2項但し書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい。」)

**【会長】** それでは（異議がなければ）非公開といたします。

次に、島根地方最低賃金審議会が結論を得て、局長に意見を提出した場合、局長は審議会の意見の要旨を公示し、異議等意見があれば関係労使から申出がされることになります。この異議申出があった場合には、審議会を開催することとなります。この異議申出にかかる審議会におきまして、異議申出者が意見陳述を希望された場合には、第441回本審での決定のとおり、意見陳述を認めることとしますので、ご了承下さい。

なお、三者による異議申出に係る審議の公開については、採決を除き公開とし、議事録を公開することとしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(「はい。」)

**【会長】** それでは（異議がなければ）、採決を除き三者による協議は公開といたし

ます。

以上が今後の審議会等の取り扱いとさせていただきます。

それでは本日の審議会は以上となります、最後に皆様方から何かありますでしょうか。

(「ありません。」)

**【会長】** ないようでしたら、以上をもちまして、第442回審議会を閉会します。  
ありがとうございました。